

様

この書類は、大河原町不足額給付金の支給要件を満たすかたにお送りしています。

支給方法や金額は次のとおりとなりますので、開いて右側の「支給確認書」に必要事項を記入し、本人確認書類等の必要書類を裏面に貼付のうえ、同封の返信用封筒でご返送いただくか、別紙のチラシやホームページからオンラインで申請してください。

不足額給付金の制度については別紙のチラシやホームページをご覧ください。

返送が必要です。

提出期限は、**令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）（当日消印有効）** ですが、期限を待たずに速やかに返送してください。

提出期限までに返信がない場合は、町は本給付金の支給を辞退したとみなします。

振り込め詐欺などにご注意ください。

本給付金について、問合せすることはありますが、ATMの操作をお願いすることや支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合は、すぐに最寄りの警察署又は警察相談用電話（＃ 9 1 1 0）に連絡してください。

給付金の算出方法と支給額

所得税分	定額減税可能額		円	-	令和 6 年分所得税額		円	=	控除不足額①		円
	定額減税可能額		円	-	令和 6 年度分 住民税所得割額		円	=	控除不足額②		円
住民税分			円	-			円	=			円
合計	控除不足額①		円	+	控除不足額②		円	=	合計③		円
	③を 1 万円単位で切り上げ				調整給付金支給額				不足額給付金支給額		
支給額			円	-			円	=			円

※令和 5 年分（2023年1月～12月）と令和 6 年分（2024年1月～12月）の確定申告や年末調整等で、それぞれの年分において申告した扶養親族の数に違いがある場合は**定額減税可能額が変更され、計算されています。**

様

整理番号

年 月 日

大河原町長

不足額給付金支給確認書

手続方法

①以下の確認事項にご理解いただき、異議がない場合は署名してください。

※代理人が提出等する場合は⑤も記入してください。

フリガナ		確認日	令和 年 月 日
氏 名		電話番号	

確認事項

・返送期限までに本書の提出がない場合や、必要な書類が揃わない場合は本給付金を辞退したとみなします。

・支給額を確認し、数値に誤りがないことを認めます。

・以下の記載口座に振込を希望します。空欄で記載がない場合や変更する場合は、添付する口座への振込を希望します。

②本人確認書類の添付について

裏面に本人確認書類の写しを必ず貼付してください。

代理人が申請等する場合は、【⑤代理人が確認書の提出や本給付金を受給する場合】で必要事項を記入し、裏面の貼付欄に代理人の本人確認書類の写しを貼付してください。

③振込口座と支給額について

支給方法と支給額については以下のとおりです。

支給額に間違いがある場合は、裏面の貼付欄に根拠資料の写しを貼付してください。

支給口座の記載がない、または口座を変更したい場合は【④振込を希望する口座について】をご覧ください。

支給方法

口座振替

支給口座

支給額

万円

※左面「支給額」参照

④振込を希望する口座について

裏面に通帳やキャッシュカードの写しを必ず貼付してください。

※口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（フリガナ））がわかるように貼付してください。

⑤代理人が確認書の提出や本給付金を受給する場合

代理人が申請する場合や代理人の口座に振込を希望する場合は、以下に記入が必要となります。

ご記入のうえ、本人と代理人の本人確認書類を添付してください。

フリガナ		本人との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人氏名			大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人として認め、不足額給付金の （ 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ）を認めます。		本人氏名 （委任者）	本人自署	

裏面も必ずご確認ください。

確認書類等貼付用紙

貼付欄

(本人確認書類)

本人確認書類の写しの貼付は必須です。

本人確認書類・・・運転免許証やマイナンバーカード（表面）、介護保険証など

代理人が提出・受給する場合は
代理人の本人確認書類の提出も必須です。

貼付欄

(口座確認書類)

表面【④振込口座と支給額について】で記載されている口座を変更、または新たに登録する場合は、写しを貼付してください。

次の情報がわかるように貼付してください。

- ・金融機関名
- ・支店名又は支店番号
- ・口座番号
- ・口座名義人（カナ）

提出の前に必ず確認してください。

- ・表面に署名し、本人確認書類の写しを貼付した。（必須）
- ・（支給口座を変更する場合）口座確認書類の写しを貼付した。
- ・（支給口座を登録する場合）口座確認書類の写しを貼付した。
- ・（代理人が申請等する場合のみ）【⑤代理人が確認書の提出や給付金の受給を行う場合】を記入し、代理人の本人確認書類を貼付した。

貼付欄

（源泉徴収票や確定申告書などの写し）

通知した内容に間違いがある場合は貼付してください。